**彩の国優良ブランド品**

**推奨要綱・実施要領**



埼　玉　県

一般社団法人 埼玉県物産観光協会

彩の国優良ブランド品推奨要綱

埼　玉　県

（趣　　旨）

第１条　埼玉県（以下「県」という。）及び（一社）埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）　　　　は、優良な県産品を推奨することにより、県産品の普及と品質の向上を促進し、郷土産業の振興を図るものとする。

　２　前項の推奨に関しては、この要綱に定めるところによる。

（定　　義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　　一　県産品　埼玉県内の事業者が、埼玉県内の事業所において製造若しくは加工した商品又は埼玉県産の原材料を主原料として企画した商品で、一般消費者に販売される食料品、民・工芸品、その他雑貨品及び知事が特に認めるものをいう。

　　二　推奨品　この要綱に基づいて「彩の国優良ブランド品」として認定された県産品をいう。

（審査事務等）

第３条　優良ブランド品の認定及び取消に関する事務は県が行い、その他この要綱の実施に関する事務は協会が行うものとする。

（認定）

第４条　県は、協会が別に定める彩の国優良ブランド品推奨事務実施要領（以下「要領」という。）による審査の結果、優良な県産品であるとして協会から認定申請があった場合には、その内容を審査の上、認定の可否について決定し、推奨品の製造事業者等に対して認定証を交付するものとする。

（推奨品認定証の有効期間）

第５条　推奨品認定証の有効期間は、第３条の審査が行われた年度の１１月１日から２年間とする。

1. 前項の規定にかかわらず、第３条の規定に基づく審査で保留となり、再審査となった場合には、認定が決定された日を始期とする。
2. 前項の場合の有効期間の末日は、認定日の属する年度の１１月１日を起算日として２年間とする｡

（推奨の表示）

第６条　推奨品には、その容器・包装等に推奨マークをシールとして貼付することができる。

1. 前項の　推奨マークを容器・包装等に印刷しようとするときは、認定証の交付を受けた製造事業者等が推奨マーク使用申請書を協会に提出し、承認を受けなければならない。
2. この要綱に基づく推奨品でなければ、宣伝にあたって「彩の国優良ブランド品」の字句を使用してはならない。

（報告・調査）

第７条　認定証の交付を受けた製造事業者等は、推奨品が第８条第１項第１号及び第２号に該当することになった場合には、速やかに県及び協会に報告しなければならない。

1. 県及び協会は、必要があると認めるときは、推奨品製造事業者等に対して報告を求め、または調査をすることができる。

（認定の取消）

第８条　県は、推奨品が次の各号の一に該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

　　一　推奨品の製造、加工又は企画を中止した場合

　　二　推奨品の仕様等を変更したことにより、当該推奨品との同一性が認められなくなった場合

　　三　推奨品製造事業者等から認定取消の申し出があり、これが適当であると認められる場合

　　四　要領に違反するとして協会から認定取消の申し出があり、これが適当であると認められる場合

　　五　その他優良ブランド品認定の信用を失う行為があった場合

　２　認定を取り消された場合は第５条の規定にかかわらず、推奨品認定証の有効期間は消滅する。

　３　認定を取り消された場合には、当該推奨品の製造事業者等は、認定証を県に返還しなければならない。

　４　認定を取り消された県産品は、その取消の日から２年間を経過しなければ、新たに認定を受けることができない。

（雑　　則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、要綱の実施にあたり必要な事項については、その都度県と協会で協議するものとする。

　附　　則

１　この要綱は、昭和６１年８月１１日から施行する。

２　この要綱は、平成２年６月１日から施行する。

３　この要綱は、平成５年６月１日から施行する。

４　この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

５　この要綱は、平成１２年６月１日から施行する。

６　この要綱は、平成１４年９月１日から施行する。

７　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

８　この要綱は、平成２１年１０月１日から施行する。ただし、この要綱の施行の日の前に認定がなされた推奨品については、当該認定期間が満了するまでは、なお従前の例による。

９　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、この要綱の施行の日の前に認定がなされた推奨品については、当該認定期間が満了するまでは、なお従前の例による。

10　この要綱は、平成２３年８月１日から施行する。

11 この要綱は、平成２８年１０月２７日から施行する。

**彩の国優良ブランド品推奨事務実施要領**

（一社）埼玉県物産観光協会

(目 的)

第１条　この要領は、（一社）埼玉県物産観光協会（以下｢協会｣という｡）が、彩の国優良ブランド品推奨要綱（以下｢要綱｣という｡）第３条の規定に基づき、彩の国優良ブランド品の推奨に関し必要な事項を定める。

(推奨の申請)

第２条　推奨を受けようとする者(以下「申請者」という｡)は、彩の国優良ブランド品の推奨申請書(様式第1号)１部に推奨を受けようとする商品(以下｢申請品｣という｡)の詳細を記入のうえ誓約書等、審査に必要な書類と申請品見本を協会の会長に提出しなければならい。

　２　申請者は、申請品1点について7,000円(税込)を負担しなければならない。ただし、このうち4,200円(税込)は、共通のPR経費として微収するものであるため、認定を受けられなかった場合には負担を要しないものとする。このときの申請品は、同一商品名で容量や入り数が違う商品は、同時に申請すれば申請品1点として数える。

(推奨の審査・決定)

第３条　協会の会長は、前条の申請品について推奨を決定しようとするときは、あらかじめ別に定める彩の国優良ブランド品推奨審査会(以下｢審査会｣という｡)の意見を聞かなければならない。

　２　協会の会長は前項により決定した推奨品について、要綱第４条の規定に基づき、県に対し推奨品認定証交付申請を行うものとする。

(推奨審査の基準)

第４条　彩の国優良ブランド品の推奨にあたっては、次の各号を考慮して審査するものとする。

　一　消費者保護に視点を置き、次の事項に留意する。

　(1) 食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、加工食品品質表示基準、製造物責任法、容器包装リサイクル法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例、その他の関係法令に適合しているものであること。

　(2) 骨董品と認められる商品､他の特許登録と同一又はその模造品と認められる商品でないこと｡

　二　市場性に視点を置き、次の事項に留意する。

　(1) 商品の名称、意匠、包装、品質、デザイン、価格等が適当であること。

　(2) 常時量産､市販されており､又推奨の申請のために特別に製造､加工したものでないこと。

　三　具体的な推奨審査基準は別紙のとおりとする。

(推奨マークの印刷使用の承認)

第５条　彩の国優良ブランド品の推奨認定を受けた者で、当該推奨品に要綱第６条第２項に基づき推奨マークの印刷の承認を受けようとする者は、推奨マーク使用申請書(様式第２号)を協会の会長に提出するものとする。

　２　協会の会長は前項の申請を速やかに審査し、 適当と認めるときは、推奨マーク使用承認(様式第３号)を交付するものとする。

(雑 則)

第６条　この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、協会の会長が定める。

附 則

１　この要領は、 昭和61年8月11目から施行する。

２　この要領は、平成2年6月1日から施行する。

３　この要領は、平成5年6月1日から施行する。

４　この要領は、平成6年4月1日から施行する。

５　この要領は、平成8年6月1日から施行する。

６　この要領は、平成9年9月1日から施行する。

７　この要領は、平成14年7月1日から施行する。

８　この要領は、平成15年9月1日から施行する。

９　この要領は、平成16年4月1日から施行する。

10　この要領は、平成22年4月1日から施行する。

11　この要領は、平成26年4月1日から施行する。

12　この要領は、平成27年4月1日から施行する。

13　この要領は、平成29年4月1日から施行する。

**彩の国優良ブランド品推奨審査基準**

審査にあたっては次の基準に従って審査を行うものとする。

１．対象となる商品

（１）原則として、埼玉県内で生産された商品であること。県外で生産された商品については県内事業所等が企画し、主として県内の原材料が使用されていること。

（２）推奨申請のためだけに特別に製造、加工したものでないこと。

（３）野菜等農産物（屋内で工場的に生産されるものを除く）でないこと。

２．審査事項

　推奨する商品は次に掲げるすべての事項に該当するものとする。

（１）消費者保護、 環境保護に留意した商品であり、次に掲げる特性を有するなど彩の国さいたまの優良県産品として誇れるものであること。

①原料に持玉産の農産物や部品等が使用されており、県内産業の振興につながるもの

②埼玉らしさがあり、彩の国さいたまのＰＲにつながるもの

③各地で進めている推奨制度で推奨されているもの

④品評会等で優秀な成績を収めているもの

⑤既に高い市場評価を得ているもの

⑥特許を有するなど独自の工夫があるもの

⑦その他評価しうる特徴があるもの

（２）価格がその商品に見合ったものであること。

（３）食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、加工食品品質表示基準、製造者責任法、容器包装リサイクル法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、有害物資を含有する家庭用品の規制に関する法律、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する法律、その他の関係法令に適合しているものであること。

（４）消費者に商品などの品質、価格、商標、意匠などにっいて誤認を与える虚偽もしくは誇大な表示や表現をしていないこと。

（５）一般的に認められていない効能･効果などの表示があるものは公的機関により証明されてい　　　ること｡

（６）包装は、アゲゾコ、ガクブチ、メガネ、十二単衣(別記参照)など過大なものでないこと。

３．その他

　審査にあたっては、 別紙の審査表を使用するものとする。

**別　記**

アゲゾコ 内容物の保護または品質保全の限度をこえて、外見からは容易に判明すること　　　　　　　　ができないように、 容器の底をあげること。

ガクブチ 内容物の保護または品質保全の限度をこえて、外見からは容易に判明すること

　　　　　　　　ができないように、額緑状の広い巾の線取りをほどこすこと。

メガネ 容器または外装に切り抜きをし、中が見える部分のみ内容物を入れて、全体に

　　　　　　　　入っているかのようにみせかけること。

十二単衣 内容物の保護または品質保金の限度をこえて、内装を重ねること。

**記 入 ( 入 力 ) 上 の 注 意**

１　申請者情報欄は、申請する商品に対する申請者の立場としてすべての項目について記入してください。

２　商品名称欄には、個々の商品名を記入し、商品番号、型番号等のある場合には、これも記入してください。贈答セット等として推奨を受けようとする場合には､セットの固有名称を記入し､そのセットで組み合わせる個々の商品名及び数量をその他欄に記入してください。

３　営業情報欄は、協会内の売場や県内大手量販に対して提案するときに使用します。項目の表題に従い記入してください。

４　食品の生産者情報欄は、販売者と製造者の名称と住所が同一の場合は、販売者の記入は省略してください。異なる場合はそれぞれに記入し、固有記号を表示している場合は登録固有記号を記載して下さい。酒類の生産者情報欄は、新表示法に基づき販売者・製造者・加工者の業者について記入して下さい。民工の生産者情報欄は、販売者と製造者の名称と住所が同一の場合は、販売者の記入は省略してください。異なる場合はそれぞれに記入してください。

５　一括表示情報欄は、加工食品・酒類・民工ともに各分類の表示法に基づき記入してください。新表示法に対応していない場合、変更予定とその内容をその他欄に記入してください。変更予定が明記されていない申請書は、認定期間が新表示法猶予期間終了期間を超えるため、認定できない場合があります。

６　栄養成分情報欄・アレルゲン情報欄は、食品の表示に義務付けられています。商品に表示されている内容を記入して下さい。変更予定が明記されていない申請書は、認定期間が新表示法猶予期間終了期間を超えるため、認定できない場合があります。

７　産地強調表示欄は商品にその旨の表示がある場合に記入してください。

８　外装表示情報欄は、外装されて売場に並ぶ商品の場合に記入してください。

９　リサイクル表示情報欄は、商品に表示義務がある場合に記入してください。

10　規格情報欄は、商品のユニット（単品）、ケースの重量とサイズを記入してください。ケースがない場合は省略してください。価格は、希望小売価格を記入してください。

11　データの貼り付けは、それぞれの指示に従い商品の画像や表示の画像を添付してください。特に一括表示、栄養成分表示、アレルゲン表示については確認できるサイズで貼り付けてください。貼り付け画面に入りきらない場合は、別紙を追加してください。

一般社団法人埼玉県物産観光協会会長 様

誓 約 書

「彩の国優良ブランド品」の推奨申請にあたり、以下の事項について誤りがないことを確認し、違反が発覚した場合には、彩の国優良ブランド品推奨要綱第８条の規定に基づく認定取消に従うことを誓います。

記

１．申請した商品の原材料等表示に偽装がないこと。

２．認定を受けるに当たり指摘・注意事項を受けた場合には速やかに改善すること。

３．過去に指摘・注意を受けた事項に関しては改善措置が講じられていること。

４．彩の国優良ブランド品としての信頼を損なうことのないよう誠実に職務を行う

こと。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　住　所

　　　　　　申請者

　　　　　　代表者 　　　　　　　　　　　　　　　　印

**彩の国優良ブランド品推奨審査会規程**

(一社)埼玉県物産観光協会

(目 的)

第１条 この規程は、彩の国優良ブランド品推奨審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定める。

(職 務)

第２条 審査会は、彩の国優良ブランド品推奨事務実施要領(以下「推奨要領」という。) 第３条の規定による彩の国優良ブランド品推奨の審査、その他推奨の事務に関し必要な事項を審議する。

(審査員)

第３条 審査会は、審査員１５名以内で組織する。

　　２　審査員は、次に掲げる者のうちから、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下｢協会｣という。)の会長が委嘱する。

　（１）業界及び協会の代表者

　（２）消費者の代表者

　（３）学識経験者又は試験研究機関の代表者

　（４）流通関係者

　（５）関係行政機関等の職員

　　３　審査員の任期は、おおむね２年とする。ただし、再任を妨げない。

(審査会長)

第４条 審査会に会長(以下「審査会長」という。)を置き、協会の会長がこれにあたる。

　２　審査会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

　　３　審査会長に事故あるときは、会長の指名する審査員がその職務を代理する。

(会　議)

第５条 審査会の会議は、審査会長が招集し、議長となる。

　　２　会議は、 審査員総数の過半数の出席をもって成立する。

(庶　務)

第６条 審査会の庶務は、協会において処理する。

(雑　則)

第７条 この規程に定めるもののほか、 審査会に関し、必要な事項は審査会長が定める。

付　則

１　この規程は、昭和６１年８月１１日から施行する。

２　この規程は、平成２年７月１０日から施行する。

３　この規程は、平成５年６月１日から施行する。

４　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

５　この規程は、平成７年８月１日から施行する。

６　この規程は、平成１７年９月１日から施行する。

７　この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。様式第２号（第５条関係）

**推 奨 マ ー ク 使 用 申 請 書**

　　　　　　 令和　　　年　　　月　　　日

　一般社団法人　埼玉県物産観光協会

会　　長　　　松　本　邦　義　様

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者名 印

電　　話

Ｆ Ａ Ｘ

　　　　　　　　　　　　　　Ｅ－mail

担当者名

　下記のとおり推奨マークを印刷使用したいので、彩の国優良ブランド品推奨事務実施要領第５条の規定に基づき申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 商品名 |  | | 推奨番号 |  |
| 推奨マークを使用する対象物 | | 使用対象物の予定数 | | 使　　用　　期　　間 |
|  | |  | | 年　　　月　　　日から  年　　　月　　　日まで |

（注１）「対象物」の欄は、包装箱、包装袋等マークを印刷するものを記入してください。

（注２）「使用期間」の欄は、認定書の推奨期間を限度に記入してください。

彩の国優良ブランド品に関するお問い合わせ

〒　330-8669

さいたま市大宮区桜木町１－７－１５ソニックシティビル５Ｆ

一般社団法人埼玉県物産観光協会

電話：048-647-4033

fax ：048-647-7745

e-ﾒｰﾙ: [brand@saitamadmo.org](mailto:brand@saitamadmo.org)

できるだけメールでのご連絡にてお願いします。

担当　櫻井・澤田